

使い途(募集の受け皿の整備)

ふるさとにあたる地方団体が納税者から受けた寄附金の使途についてどう考えるか。

<委員による主な意見>

- ・納税者(寄附者)は、自分の税(寄附)の使い途に関心が高い。
- ・納税者は、(個々の寄附の使い途ではなく)地方団体のトータルの魅力で、寄附するかどうかを判断している。

地方団体に、使途の限定や使途の寄附者への明示などを条例で規定する義務を一律に課すようなことは、税法上の要件にはなじまないのではないか。

視点1 使い途をあらかじめ限定することについて

- ・通常、寄附金は使途を限定されない一般財源となるもの。使途を限定すれば、負担付きの寄附として、議会の議決が必要となる可能性もある。
- ・地方団体が自主的に、あらかじめ寄附金の使途を明確にした基金を設置することや政策メニューを提示することなどは推進されるべきものではないか。(次頁参照)

視点2 使い途を寄附者に対し明らかにすることについて

- ・寄附受領団体が、寄附者に対し、受け入れた寄附金の使途状況を報告するパンフレット等を送付するなどの取組は望ましいものと考えられるのではないか。

<いわゆるホームタウン・ドナー制度を実施している地方団体の取組例(長野県泰阜村)>

制度の概要

○村が、条例に基づき基金を設置

- ・ふるさと思いやり基金条例
- ・泰阜村ふるさと思いやり基金

○村が政策メニューを提示し、寄附を募る。

- ・ 学校美術館の維持、保全に資する事業
- ・ 福祉及び健康のむらづくりの推進に資する事業
- ・ 森林整備、自然エネルギーの活用など環境保全に資する事業

○寄附者は用途を指定して寄附(指定しなくてもよい)

○村は寄附金を基金に繰り入れ、管理し、政策目的に沿った事業の財源に充てる。

○毎年度、事業報告書を作成し、寄附の概況、用途状況等をHP上などで公表

※寄附金額総額 1,626万円(H16 約920万円、H17 約590万円、H18 約270万円)